

関西電力に対して大飯3・4号機の運転差止を求める仮処分裁判の争点

2012.10.28. 小山英之 (Hideyuki Koyama)

以下の見解は、基本的に原告書面の考えに基づいているが、裁判所に未提出の事実的内容も部分的に含まれている。それゆえこの見解は小山の文責によるものである。

大飯3・4号機の運転再開が差し迫ってきていた2012年3月12日に、福井県、関西(2府4県)及び岐阜県の住民・市民262名は、関西電力(関電)に対して大飯3・4号機の運転をしないよう求める仮処分の申立を大阪地裁に行った。

それに対し、関電側は実質1頁もない答弁書を4月20日出しただけで、4月24日に第1回審尋(法廷)が行われた。その後、関電は5月17日に実質わずか5頁の主張書面を出し、原告側の主張をほとんど無視する態度を示した。ところが、6月29日になって初めて具体的な内容の主張書面を提出し、そこから本格的な論戦が始まった。

その直後の7月1日に関電は、多くの人たちの反対を押し切って大飯3号機を起動し、7月18日に大飯4号機を起動した。これらはそれぞれ8月3日と16日に本格運転に入った。それに伴って裁判の目的も、運転中の原発の運転差止を求めることになった。

関電の主張内容は、6月29日付書面に加えて8月31日付書面で補充され、具体的な問題としては主に制御棒挿入性を取り上げている。その制御棒挿入性の問題に限って、裁判長は9月5日の第5回審尋において、関電側に対して5項目の質問事項からなる求釈明書を提示した。それに対する回答が関電側から10月3日に提出され、原告も10月3日に求釈明内容に関する見解を示し、さらに10月3日付の関電回答に対する批判の書面を10月9日に提出した。これらを受けた10月10日の第6回審尋では、裁判長は回答に示された関電の見解の内容・意味を一つひとつ確かめていった。

また、10月10日の最後に裁判長は、大飯原発敷地内にある破砕帯が活断層かどうかという問題に触れ、この問題がこれからどのような経過をたどるだろうかと強い関心を示した。

この第6回審尋で新たに問題点として浮上した内容について、双方が改めて見解を示した上で、11月28日に第8回審尋が開かれることになった。そこが結審となるかどうかは不確かだが、いずれにせよこの裁判は大詰めに近づいていることは間違いない。

この裁判は、福島事故を踏まえて行われているため、原告は福島事故で浮上した原発の設計や運転管理をめぐる問題を総括的に取り上げているが、実際の経過では、争点は、制御棒挿入性と敷地内破砕帯という具体的な問題に絞られている。現時点で、制御棒挿入性に関する争点は、10月3日付関電書面とそれをめぐる10月10日の審尋での議論に集約されている。その具体的な争点について、以下で概略を記述する。

[I] 制御棒挿入性について

1. 制御棒挿入性問題の3つの要素と人格権

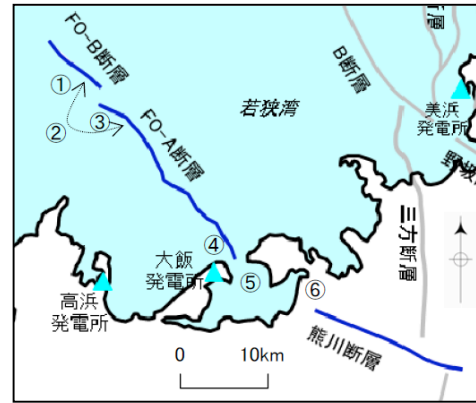
(1) 制御棒挿入性の3要素

地震を感知すると、PWRの制御棒は上部から約4mを自然落下して燃料集合体内に挿入される。いま問題にしている制御棒挿入性問題には次の3つの要素がある。

① 活断層の3連動

大飯原発のすぐ近くには3つの断層、F o B、F o A及び熊川断層がある(次図)。耐震設計の

基本となる基準地震動は、現行ではF o BとF o Aが連動した場合で、大飯原発の基盤に 700 ガルの地震動を引き起こすと評価されている。熊川断層とは連動しないとこれまで評価されてきたが、福島事故を受けて 2012 年 1 月 27 日に 3 連動について検討するようとの指示が原子力安全・保安院から出された。関電は、2 月 29 日付報告書で 3 連動はしないとしながらも、「念のため」に 3 連動した場合の地震動の解析結果（応答スペクトル）を政府に提出した。



裁判の中で裁判長は 3 連動するかどうかは問題にせず、3 連動することは前提として関電側に質問している。

② 制御棒挿入時間の評価基準値 2.2 秒

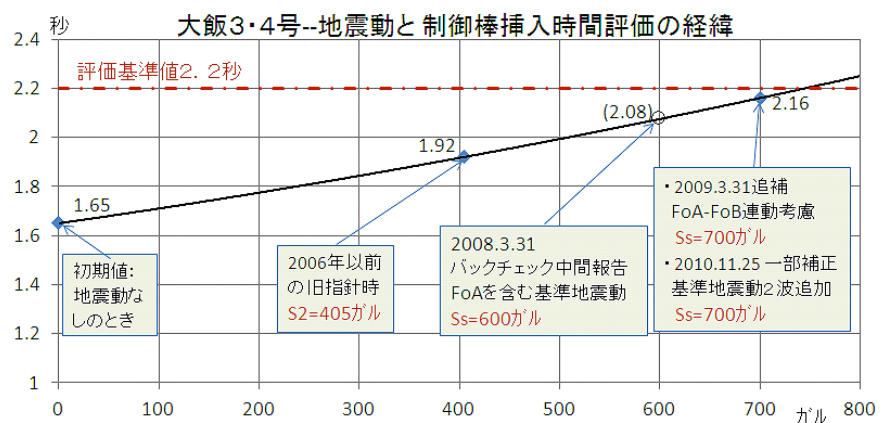
制御棒挿入時間の基準値（許容値）は 2.2 秒とされている。この値は、大飯 3・4 号機の設置許可申請書の中に書かれており、それで審査されて許可を受けている。同申請書の添付書類 8 では、制御棒駆動装置の仕様として、2.2 秒以内に挿入されることが規定されている。また、添付書類 10 では設計基準事故の安全解析が行われているが、制御棒が 2.2 秒以内に降りることがすべての事故に共通な解析条件として設定されている。2.2 秒のこの性格について、原子力安全・保安院は認めており、その値を変更するときは変更許可申請書を提出して政府の許可を得る必要があるとしている。

ところが関電は裁判の中で、2.2 秒は単なる解析条件に過ぎず「定め」ではないので、守る必要はないと主張している。

③ 制御棒挿入時間の評価値（解析値）

制御棒挿入時間の評価値（解析値）は、地震動の評価に応じてこれまで変化してきた。地震がないときは 1.65 秒、405 ガルのときは 1.92 秒、600 ガルのときは約 2.1 秒、700 ガルのときは 2.16 秒となり、基準値 2.2 秒との間の余裕はわずか 2%となっている（次図）。これが現状であり、3 連動すれば 2.2 秒を越すのは誰の目にも明らかである。

しかし関電は、現行 700 ガルのときの評価値は、これまでは確かに 2.16 秒だったが、より詳細な解析を行った結果、実は 1.88 秒だと言いだした。それどころか、3 連動すると 1.83 秒にな



るとまで主張している。これらの値自体が非常に奇妙であるが、いずれにせよこれらの値は政府に正式に報告されているわけではなく、まして審査されていない。このことは裁判の中で裁判長自身によって 10 月 10 日に確認された。

(2) 人格権に係る問題

設置許可申請書に 2.2 秒が規定されていることは否定しようのない事実である。それを見越してか、関電は 2.2 秒を超えても原告に放射能被害が及ぶことはないという別の観点を持ち出している。原告が運転差止を求める根拠は人格権であり、運転を続ければ地震によって制御棒挿入が遅れ、重大事故によって自らに放射能被害が及ぶことを主張している。そのため、この根拠を否定しようとしているのである。制御棒挿入時間が 2.2 秒を超えても燃料破損等は起こらないのかどうか、この問題の焦点である。

以下、以上の諸点についてより詳しく記述しよう。

2. 制御棒挿入時間の評価基準値 2.2 秒をめぐる争点

(1) 関電の主張

9月5日に裁判長から関電に対する求釈明事項として、「大飯原発の許可の基準の中に、制御棒挿入時間の定めが存在したのか否かを明らかにされたい」と問われている。これに対する関電の回答は「定めは存在しない」であった。その理由及び関連質問への回答として、関電は次のような点を挙げている。

- ① 制御棒挿入時間 2.2 秒は、安全解析の解析条件として設定されているだけであり、許可の基準に該当するものではない。
- ② 事故等の安全解析に関する許可の基準は、安全評価審査指針で規定されている評価の判断基準であり、それは右図の「判断基準」に相当している。それを満たす範囲の最も短い挿入時間は 11 秒程度であることが示されているので、その意味では基準となる挿入時間は 11 秒である。
- ③ 右図で 2.2 秒はどれに相当するかについては、それらに直接該当するような性質の値ではない。挿入時間 11 秒は「判断基準」としては最小限界熱流束比（最小 DNBR）1.54 に対応している。同様に、2.2 秒は DNBR=1.72 に相当しており、右図では「保守的評価値」に対応する。つまり、「判断基準」との間に「②許認可上の余裕(Licensing Margin)」が存在することになる。
- ④ 関電は以前には裁判長の質問に答えて、2.2 秒を超えれば運転はできないと答えていた。その点を質問されると、それは技術基準（省令 62 号）第 24 条に制御材駆動装置に関する規定があり（設置許可申請書の添付書類 8 と 10）、事故時等で挿入時間が 2.2 秒を超えると技術基準違反とされ、原発の使用の一時停止等が命じられる可能性があり得る（電気事業法 40 条）からだ、と、10 月 3 日付書面では答えている。
- ⑤ しかし他方、技術基準第 5 条によれば、地震の場合には、挿入時間が仮に 2.2 秒を超えても、過渡解析(transient analysis)等によって燃料の安全性が確かめられれば、2.2 秒を超えることは許される（JEAG4601-1991）と述べ、地震時については、技術基準第 24 条ではなく、こ

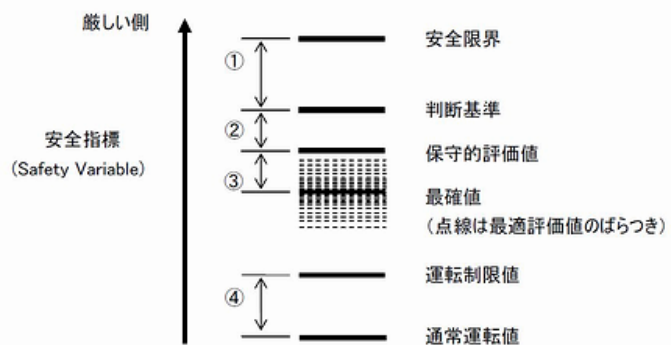


図1 制御棒挿入に係る安全余裕の定義

- ①安全余裕(安全限界に対する余裕) (Safety Margin)
- ②許認可上の余裕(Licensing Margin)
- ③解析上の余裕 (Analytical Margin)
解析条件(初期条件、境界条件、パラメータ、モデル等)の設定に係る余裕
- ④運転時の余裕 (Operational Margin)

2009.3.16 の原子力安全委員会に原子炉安全専門審査会から報告された文書「制御棒挿入による原子炉緊急停止に係る安全余裕に関する検討について（報告）」

ちらの規定第 5 条が適用されるべきだと主張している。

- ⑥ 地震動がたとえ 1560 ガルになっても、「2.2 秒程度」で挿入されることが試験で確認されているので、3 連動（約 1000 ガル）でも問題はないと主張している。

（2）原告の反論

以下では、上記関電主張のいくつかをまとめた内容ごとに反論を記述する。つまり、上記の番号と下記の番号は対応しているわけではない。

①技術基準第 24 条による制御棒挿入時間の定め

関電は、技術基準（省令 62 号）第 24 条に基づけば、挿入時間が 2.2 秒を超えると技術基準違反になることを認めている。技術基準第 24 条は、「制御材を駆動する装置は、次の各号により施設しなければならない」とし、1 号として「原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動できるものであること」と規定している。

その条項に関する原子力安全・保安院の「解釈」では、「1 第 1 号に規定する『原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動できる』とは、原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入による時間（この間に炉心に加えられる負の反応度）が、当該原子炉の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷を防ぐために適切な値となるような速度で炉心内に挿入されること。ここで、緊急停止時の制御棒の挿入時間は、設置許可申請書添付書類 8 の仕様及び添付書類 10 における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間を満たしていること」としている。

添付書類 8 では、安全設計審査指針に沿って「適合のための設計方針」が立てられ、それに基づいて制御棒駆動装置の仕様が設定され、その中に制御棒挿入時間 2.2 秒が規定されている。すなわち、2.2 秒は安全設計審査指針に基づいて制御棒駆動装置の仕様として要求される挿入時間なのである。同時にこの 2.2 秒が、添付書類 10 の安全解析では、各種設計基準事故に共通な解析条件としても規定されている。

②国は 2.2 秒を越えれば運転できないことを認めている

我々原告を含む全国的な運動は、この 2.2 秒問題について何度も国と交渉をもち見解を問いただしてきた。原子力安全・保安院は、関電の考えに否定的であり、設置許可申請書に 2.2 秒が書かれていてそれで許可を受けた以上、2.2 秒は守らねばならないこと、もし変更するのであれば改めて変更許可申請書を提出して許可を受けなければならないと認めている。

また、我々が同時に行っている行政訴訟での国の答弁書では、2.2 秒を超えれば技術基準違反であると明確に認めている。

③ 安全余裕を無視することは許されない

関電は、挿入時間 11 秒は「判断基準」に対応し $DNBR=1.54$ に相当しており、2.2 秒は「保守的評価値」に対応し $DNBR=1.72$ に相当するという。それら 2 つの基準の間に、 $DNBR$ では約 10% の差があり、それは「許認可上の余裕(Licensing Margin)」という安全余裕になっている。安全余裕は人知では測り知れない事情が設計上に存在することを見越してとるものであり、特に制御棒挿入性という「止める」に関係している重要な技術に関しては、十分な安全余裕がとられるべきである。そのために、「判断基準」とは別の「保守的評価値」という基準が設けられているものと考えられる。

11 秒論は、2002 年頃から始まった安全余裕を切り縮めようとする動きに沿って持ち出されている。しかし、まさにそのような姿勢が福島事故をもたらしたのではないだろうか。その点の反

省を何もすることなく、福島事故後に至ってもまだ安全余裕を無視する姿勢を打ち出すことは、決して許されることではない。

④ 11 秒論は安全余裕を切り縮めるための試みの解析の結果に過ぎない

制御棒挿入時間が 11 秒になっても安全性は保たれるという主張は、安全余裕を食いつぶす試行の結果に基づいている。安全余裕を切り縮める目的のために、挿入時間というパラメータを 2.2 秒から少し延ばしてみれば、反応 (output) がどのように変わるかという感度解析(sensitivity analysis)が試みられた。そのようにして徐々に挿入時間を延ばして 11 秒にたどり着いている。

その場合の解析対象とされた事故は、蒸気発生器伝熱管破損事故である。他の条件は従来の安全解析とまったく同じにして、単に制御棒挿入時間というパラメータだけを変えている。このような解析にリアリティはない。

挿入時間が 2.2 秒から 11 秒になぜ延びるのか、その原因には何の関心ももたれていない。もしその原因が地震であるとすれば、それはとてつもなく巨大な地震であるに違いない。そうすると、蒸気発生器伝熱管が劣化しているとき、1 本だけの破断で済むとは限らない。現に 1991 年 2 月に起こった美浜 2 号機の伝熱管ギロチン破断は、地震なしの状況で単に金属疲労によって突然起こった。同様の金属疲労または劣化の状態で巨大地震に襲われれば、複数本が同時破断することも十分考えられる。また、この事故解析では、「単一故障の仮定」が置かれていて、外部電源は喪失するが、ディーゼル発電機や 2 次系補助給水などはすべて無事に働くと仮定されている。しかし、そのような仮定が成り立つとは限らないことを、まさに福島事故が示したのである。

それゆえ、挿入時間が 11 秒になっても安全という論は、リアリティをもたない単なる架空的な物語に過ぎないのである。

⑤ 地震には 2.2 秒は適用されないのか

関電は地震を事故と区別して特別扱いすることによって、地震の影響を低く見積もろうとする意図である。しかし、このような主張は福島事故の後では通用しないだろう。現に裁判長は、地震の影響が事故より低いとする関電の見解に疑問を呈した。

まず、2.2 秒は制御棒駆動装置の仕様として規定されているが、関電はそれは地震には当てはまらないと主張した。しかし、仕様は制御棒駆動装置自体の性能・機能を規定しているのであって、事故でも地震でもトリップ信号が出た場合に共通に働くよう要求されているものである。

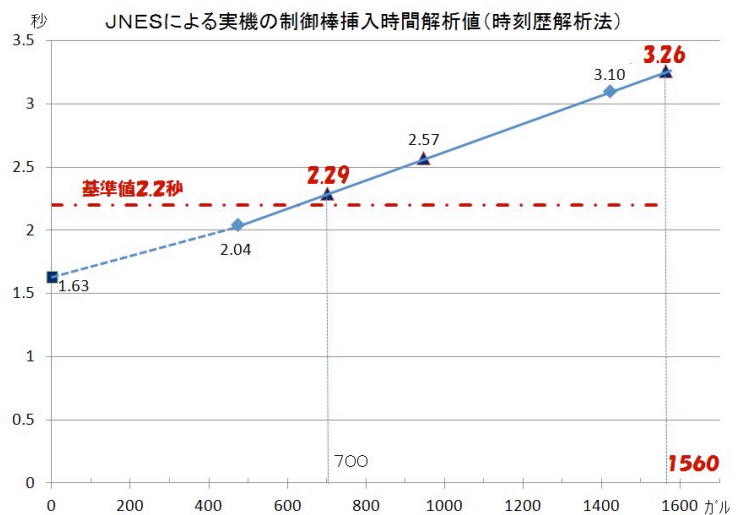
次に、日本電気協会の民間規格 JEAG4601-1991 を持ち出して、2.2 秒を超えることは許されるという。確かにそこには次のように書かれている。「挿入時間については現時点では安全解析評価上の観点から設定されており、地震時として特別な状態での判定基準は定まったものがない。しかしながら、現行では、この直が一応評価の目安となっている。万一、地震時にこの値を超える場合は、過渡解析等により、燃料要素の冷却に関する安全性等を確認できれば、制御棒の地震時動的機能は維持されたものと判定する」。しかし第一に、この規定は事故と区別して地震の影響を低く見ているが、このような観点は福島事故後には通用しない。福島事故後にこのような観点を臆面もなく持ち出すことは許されることではない。実際に現在、新たな規制委員会の中で外部事象をどう扱うかに関する再検討が行われている。第二に、過渡解析(transient analysis)とは、時間経過を追う解析のことであるが、どのような条件設定で解析するのかがまったく規定されていない。関電は 11 秒解析がそれに相当するとしているが、前述のように、その解析は地震の影響については何も考慮していない。それゆえ、実際には地震の場合の過渡解析は何も行われていないのである。

更に関電は10月10日の審尋の場で、安全評価審査指針の解説を持ち出して、地震を事故と区別した。当解説のその部分には次のように書かれている。「ここでいう『運転時の異常な過渡変化』及び『事故』は、その原因が原子炉施設内にある、いわゆる内部事象をさす。自然現象あるいは外部からの人為事象については、これらに対する設計上の考慮の妥当性が、別途『安全設計審査指針』等に基づいて審査される」。確かに、安全評価審査指針では、原因について内部事象を扱うとされている。しかし、地震等の外部事象はまったく別扱いするというのではなく、内部事象の事故と同じ「安全設計審査指針」等に基づいて審査されることになっている。むしろ福島事故が如実に示したように、地震の場合はある一つの設計基準事故より厳しい事故状況をつくりだすと捉えるべきである。

⑥ 1560ガルでも制御棒は「2.2秒程度」で挿入されたか

関電は、地震動が1560ガルでも制御棒は「2.2秒程度」で挿入されることが試験で確認されているという。その試験とは、原子力安全基盤機構(JNES)の報告(2006年)に基づいている。その報告では、第5章で試験装置に関する制御棒挿入試験の結果を、その結果を踏まえて第6章では、実機について解析した結果を記述している。

まず、試験では基準地震動 $S2=473$ ガルとし、 $3.3S2=1561$ ガルのときの制御棒挿入時間を実際に求めている。その結果は2.29秒ですでに2.2秒を相当に超えている。次に、その試験結果に基づき、試験装置と実機との相違を考慮して、実機について時刻歴解析法で求めた結果、 $3.3S2=1561$ ガルのときの挿入時間は3.26秒にもなっている。この値が「2.2秒程度」だと言えるのだろうか。この様子は右図のグラフで示している。



ついでに大飯原発の基準地震動700ガルのときの値も線形計算で求めてみた。グラフで示すとおり、その値は2.29秒であって、2.2秒を超えている。後で述べるように関電は、同じ時刻歴解析法によって700ガルのときの値を求めた結果1.88秒だと主張している。これらの結果は、同じ解析方法でも、地震動や抵抗力の想定の方によって計算結果が大きく異なることを如実に示している。

3. 制御棒挿入時間の評価値をめぐる争点—挿入時間が地震動の上昇につれて下がるとは

現行の基準地震動700ガルは、2つの活断層F o BとF o Aの連動によるものと想定され、そのときの制御棒挿入時間は2.16秒であるとして政府に報告されて審査され、原子力安全委員会でも了承されている。2.16秒では基準値2.2秒との間にわずか2%の余裕しかなく、3連動すれば基準値を確実に超えるという状況にある。

(1) 関電の主張

そのため関電は次のような主張を行っている。2.16秒は応答倍率法という簡略的な方法で導いた値であり、詳細な時刻歴解析法で導くと実は1.88秒になるのだ。さらに、10月3日付の主張書面で初めて3連動したときの値を示し、それが1.83秒であると主張した。この様子は次図の太

い点線が示すように、地震動が上がるにつれて、制御棒がより早く挿入されるという驚くべき結果を示している。しかし、このような傾向が自然の物理法則に反していることは明らかである。

(2) 原告の反論

時刻歴解析法は、制御棒や駆動軸の落下時に3つの部分において働く抵抗力を想定して運動方程式を解く方法であるが、それらの抵抗力はもちろん地震動に、直接には原子炉建屋の床応答に依存している。それゆえ、地震動やその床応答をどう想定したか、それぞれの抵抗力をどう想定したかによって結果が変わってくる。

その具体的な内容について、関電はいついっさい何も明らかにしていない。しかし一般に、地震動が激

しくなるにつれて、制御棒案内シンプルや駆動軸の案内管が激しく揺れ、制御棒や駆動軸がそれらの管に押しつけられて抵抗力が大きくなるため、挿入時間が増えるのが物理法則である。

同じ実機で、同じ700ガルの場合の時刻歴解析法による結果でも、関電は1.88秒であるのに対し、JNESは上記のように2.29秒と異なっている。

また、今年3月13日の原子力安全委員会・総合的検討会に原子力安全・保安院から提出された資料の27頁では、上記JNESの試験結果と解析結果が線形的上昇傾向を示している事実を確認した上で、「大飯3・4号機における2×Ss(1400gal)の地震入力レベルの挿入遅れ時間については、Ssによる評価結果からほぼ線形的に増加するものと推定される」と記述している(大飯3・4号機の場合、Ss=700ガルである)。この原子力安全・保安院の評価に照らしても、地震動とともに挿入時間が下がるなどということはありません。

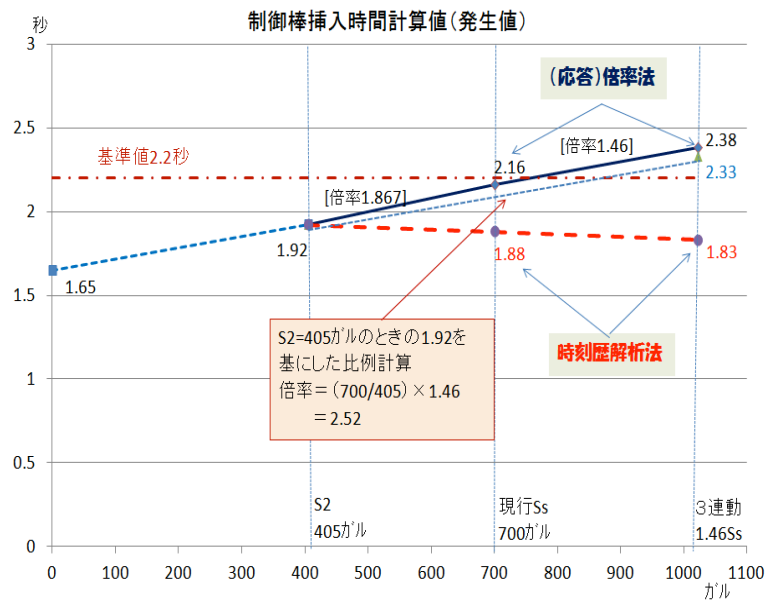
いずれにせよ、このような異常な結果は、政府の専門家の集まりで厳しく審査され、場合によってはJNESなどによってクロスチェックされる必要がある。ところが、このような結果は未だ政府に報告さえされていないのであり、まして審査はいついっさい行われていない。単なる関電の私的数値にとどまっているのである。このような私的数値がそのまま社会的に通用すると信じるところに、これまで原子力ムラで我々を通してきた関電の姿が如実に見えているというべきであろう。

この点、10月10日の審尋において裁判長は、これらの数値が政府の審査にかかっていないことを自ら確認した。こうして、1.88秒には何の公的な正当性もないことが確認されたのである。

4. 関電の結語に対して

(1) 関電の結語

関電は10月3日付書面の結語において、下記にそのまま引用するように3点を主張している。第1に、本件仮処分命令申立は、人格権に基づく差止請求であり、人格権侵害により被害の生じる具体的危険性が存在することが明らかにされなければ、差止請求は容認されるものではない。そして、制御棒挿入性に関しては、少なくとも11秒程度までは具体的危険性が存在しないことが明らかになっている。したがって、制御棒挿入時間が11秒程度以内となることが重要で



あり、2.2秒以内か否かは問題とならない。

第2に、地震時における制御棒挿入時間については、仮に2.2秒を超えてとしても、過渡解析等により安全性が確認されれば(11秒程度以内であれば)よく、また、そもそも3連動は基準地震動に反映する必要がないことから、規制上の問題は存在しない。

第3に、いずれにせよ、3連動の場合にも、制御棒挿入時間が、2.2秒を超えることはない。

(2) 原告の反論

これらについては、すでにほぼ反論を書いたが、若干の点を補足しておきたい。

① 立証責任について

関電は、上記第1で「制御棒挿入性に関しては、少なくとも11秒程度までは具体的危険性が存在しないことが明らかになっている」と述べている。しかし、地震で11秒まで制御棒挿入時間が延びた場合のリアルでトータルな安全性は何も示されていない。原告はそのことをすでに指摘し主張している。このような場合、安全性の立証責任は関電側にあるとこれまでの判例は示している。具体的な安全性を立証しない限り、11秒論は破綻し、原告に放射能被害が及んで人格権が侵害されるという主張が認められるべきである。

② 連動の可能性

関電は上記第2で、「そもそも3連動は基準地震動に反映する必要がない」と主張している。しかし、今年8月30日の地震・津波意見聴取会で原子力安全・保安院が示した見解では、熊川断層は小浜湾の中のある地点まで連続していると見るべきであること、事業者が行う自主的な調査結果を報告させることを記載している。

さらに、今年10月23日に開かれた大飯破碎帯調査の専門家の事前会合で、熊川断層が小浜湾にまで連続していることに関する新たな証拠資料が提供された。それに関連して、F o A断層の南端から5km以内の地点まで熊川断層が連続しているという議論が行われている。従来は、5kmルールとして、断層間の距離が5km以内であれば連続するものと判断されてきた。これに従えば、3連動は「念のため」に考慮するのではなく確定することになる。

結局、熊川断層の連続問題は新たな調査に基づく審査結果を待つ必要があるが、今の濃いグレーの状態では、3連動するものとして新たな基準地震動を策定し、それに基づいて地震動の影響を考察するべきである。

5. 結論

大飯3・4号機の制御棒挿入時間の評価基準値は2.2秒である。この値は、技術基準第24条に基づき、かつ設置許可申請書の添付8及び10において、安全設計審査指針の第17及び第18を踏まえて立てられた制御棒駆動装置の仕様であり、同時に安全解析の解析条件である。もし2.2秒を変更するのであれば、改めて解析をやり直し設置変更許可申請書を提出して許可を受けなければならない。しかし関電はこのような手続きを何もとっていない。

現行基準地震動における制御棒挿入時間の評価値は2.16秒であり、基準値2.2秒との間にわずか2%の余裕しかない。活断層が3連動すれば基準値2.2秒を超えるのは確実である。そうなれば技術基準違反となるので、何らかの措置をとって2.2秒内に納まるようにしない限り運転することはできない。3連動を想定するのは福島事故後では当然であり、また、熊川断層がF o A断層に連続していることを示す新たな証拠が明らかになりつつある。

地震によって制御棒挿入時間が2.2秒を超えた場合のリアルな解析は何も行われていないので、

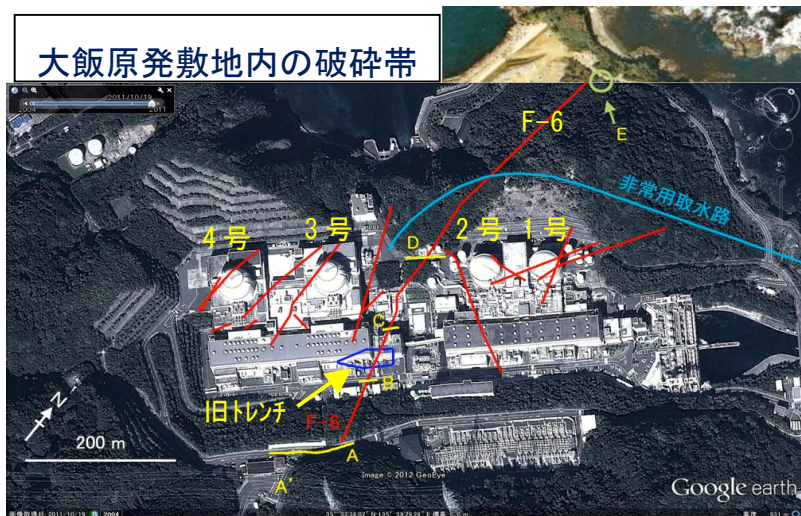
燃料破損などが起こらないことは何ら示されていない。「判断基準」と「保守的評価値」との間にある「許認可上の安全余裕」は守られるべきであり、「保守的評価値」を超えれば原告に重大な放射能被害が及ぶと捉えるべきである。

それゆえ、大飯3・4号機の運転は停止するべきである。

[II]大飯原発敷地内の破砕帯問題

大飯原発の敷地内には多数の破砕帯（断層）が走っていることは、設置当時から分かっていたが、活断層ではないという判断で設置は許可された（次図）。2006年以降の新耐震審査指針に基づいてバックチェックが行われたが、最も長いF-6破砕帯のトレンチの斜面図のうち、活断層であることを強く示唆する北側斜面の図は隠されていた。そのこともあって、いま改めて現地調査が行われようとしている。

F-6は耐震Sクラスの重要施設である「非常用取水路（海水管）」を横切っている（図の青い線）。この取水路は非常時や通常運転時にも重要な機器を冷却するための海水を運ぶ管である。それゆえ、もしF-6が活断層である疑いが払拭されなければ、耐震設計審査指針の「手引き」により、運転は許されないことになる。



敷地内破砕帯の調査のために、新規制委員会が専門家による調査団を設置し、その準備会合が10月23日に行われ、11月2日に現地調査が行われる。その結果は11月4日の会合で検討されることになっている。

この経過には裁判長も強い関心を示しているので、原告側としてその調査結果を踏まえて、改めて運転停止を主張することになるであろう。